

平成 2 8 年 度

支 所  
定期 監 査 報 告 書

笛 吹 市 監 査 委 員

## 1 監査の対象

各支所に係る財務に関する事務の執行状態並びに事業の管理状態について監査を実施。

## 2 監査基準日・監査の範囲

平成28年12月31日現在の財務及び事務に関すること

## 3 監査の実施日

一宮支所・春日居支所	平成29年2月20日	午後0時50分
境川支所・芦川支所	平成29年2月20日	午後1時55分
御坂支所・八代支所	平成29年2月20日	午後3時05分

## 4 監査の方法

監査の対象となった一般会計の下記項目について、各支所から提出された資料に基づき説明聴取を行うとともに、関係帳簿、証憑書類の突合及び計算突合等により関係諸記録を相互に付き合わせ、その記録又は計算の成否を確かめた。

- 1 「平成27年度定期監査等指摘要望事項措置状況報告書」
- 2 「職員の事務分掌表」
- 3 「主要事務事業の概要」
- 4-① 「懸案事項及び業務に関する問題点」
- 4-② 「指定事項調書」  
【各支所共通】なし
- 5-① 「委託契約（一般委託）（予定）調書」
- 5-② 「委託契約（工事関連委託）（予定）調書」
- 6 「負担金補助及び交付金支出（予定）状況調書」
- 7 「工事請負実施関連（予定）調書」
- 8 「公有財産購入に関する調書」
- 9 「歳入状況調書」
- 10 「歳出状況調書」
- 11 「滞納状況調書」
- 13 「賃貸借に関する調書」
- 14 「指定管理施設に係る修繕費の状況調書」
- 16 「郵便切手受払状況」
- 18 「現金出納検査」

## 5 監査の着眼点

監査にあたり次の点に着眼し監査を行った。

- ・ 事務事業が法令、条例規則等に則り適正に行われているか。
- ・ 住民サービス向上の観点から、現行の事務事業が適正なものか否か。
- ・ 歳入歳出予算の執行が適切に行われているか。

- ・ 契約事務の手続は適切か。
- ・ 現金出納が適正に行われているか。

## 6 監査の結果

### (1) 予算・財務に関する事務

平成28年12月31日現在における各支所から提出された一般会計歳入歳出状況調書の金額は、監査の結果関係諸帳簿等の記載金額と一致し適正に執行されていた。収納事務ならびに現金管理については、検査の結果適切に処理されているとともに、支出伝票関係についても適正に処理されていた。なお郵便切手は一宮支所、春日居支所、芦川支所、御坂支所で該当があったが、受払状況については、切手保管枚数と受払簿に相違なく、受払が適正に行われていたことを確認した。

### (2) 事務・事業の執行状況

各支所に係る主な事務事業の執行については、良好であると認められる。

なお、監査において気がついた点を後述するので、今後適切な措置を講じられたい。

## 7 指摘・要望事項

一宮支所 春日居支所 境川支所 芦川支所 御坂支所 八代支所	事務 事業	特になし
---	----------	------

## 8 前年度定期監査等指摘要望事項に対する対応措置について

平成27年度定期監査において指摘された事項については、以下のとおりその対応措置が示された。

### 【春日居支所】

#### 《指摘要望事項①》

契約について、特に、1業者のみの見積りで契約する随意契約が多く見られる。中には事務執行上やむを得ない場合もあるが、随意契約であっても競争入札に付す場合と同様、競争原理を働かせながら、複数社の見積りを徴し、適正な価格で契約を締結しなければならない。随意契約の意味を十分理解し、適切な契約手続を執行するように努めること。

#### 《対応措置の内容》

出来る限り複数社（2、3社）から見積書を徴し、競争原理を働かせ適正価格での契約締結に努めている。

#### 《指摘要望事項②》

切手は現金と同様の取扱いをする必要があることから、多額の切手を手元に置かないなど、その取扱いには十分注意すること。

#### 《対応措置の内容》

多い分の切手については総務課に渡した。必要最小限の切手は残して金庫に保管し、管理している。金庫の鍵は支所長が管理している。

### 【芦川支所】

#### 《指摘要望事項①》

契約について、特に、1業者のみの見積りで契約する随意契約が多く見られる。中には事務執行上やむを得ない場合もあるが、随意契約であっても競争入札に付す場合と同様、競争原理を働かせながら、複数社の見積りを徴し、適正な価格で契約を締結しなければならない。随意契約の意味を十分理解し、適切な契約手続を執行するように努めること。

#### 《対応措置の内容》

笛吹市随意契約ガイドラインに則り、契約方法は、競争入札が原則であることを再認識し、事業執行に当たって契約が生じる事業については、少額随意契約であっても2社以上から見積書を徴し、事業の執行に当るよう心がけた。

### 【八代支所】

#### 《指摘要望事項①》

契約について、特に、1業者のみの見積りで契約する随意契約が多く見られる。中には事務執行上やむを得ない場合もあるが、随意契約であっても競争入札に付す場合と同様、競争原理を働かせながら、複数社の見積りを徴し、適正な価格で契約を締結しなければならない。随意契約の意味を十分理解し、適切な契約手続を執行するように努めること。

#### 《対応措置の内容》

地方自治法施行令第167条の2第1項各号、笛吹市財務規則第188条、笛吹市随意契約ガイドライン等に基づき慎重に執り行っている。

## 9 指定事項の回答について

本監査において、監査委員が指定した事項（指定事項調書）については、本年度はなかった。